

第 1 章 総 則

1.1 適用範囲

この指針は、鋼構造物の架設施工に適用する。

【解 説】 この指針は、標準的な鋼構造物の架設における本体構造物、仮設構造物、架設用機械、器具の施工および使用に対する一般的な指針を示したものである。この指針の適用対象としている構造物、架設条件、仮設構造物および架設機械はきわめて多様性に富むために、この指針の規定がすべてそれらを適切に包含しているとは限らない。したがって、この指針の適用にあたっては、架設構造物の特徴、作業条件、架設機械など十分に調査し、この指針の規定の本来の趣旨を考慮して、柔軟かつ適切な運用がなされる必要がある。

架設される鋼構造物の規模が特に大きい場合とか、通常行われていない特殊な架設工法による場合、あるいは架設の自然条件が一般的でない場合には、十分調査を行って、その結果に基づいて架設施工を行う必要がある。

構造物の架設施工が技術基準として、他に定められている場合およびこの指針に示されていない事項で、他の基準、示方書、指針等で定められているものは該当するものによることとする。

以上の点を考慮して、鋼構造物の架設施工に関して、本施工指針を使用するか、架設時の条件に合わせて本指針を補足修正して使用するか、あるいは架設工事示方書作成の参考にすることにより、架設施工の安全性が高められることを望むものである。

構造物の架設施工と関連の深い技術基準等を列举すると下記のとおりである。

- (1) 鋼構造架設設計指針（土木学会）
- (2) 道路橋示方書（建設省）
- (3) 土木工事標準示方書（日本国有鉄道）
- (4) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (5) 鋼道路橋施工便覧（日本道路協会）
- (6) クレーン等各構造規格（労働省）
- (7) クレーン等安全規則（労働省）
- (8) 労働安全衛生法（労働省）